

令和7年度 ランドセル預かり A・Bのご案内

ランドセル預かりとは

- ・放課後、小学校から児童館に直接来館し、児童館で時間を過ごすことができる事業です。
- ・学校休業日は、午前中から来館し、持参したお弁当を食べることができます。
- ・学童クラブと違い、専門の職員はいないため、児童本人が自主性をもって時間を過ごします。
- ・申請対象により A と B があります。

ランドセル預かり A の申請対象

学童クラブではなく、ランドセル預かりの利用で足りる場合に申請できます。

ランドセル預かり B の申請対象

学童クラブ利用申請の結果、「学童クラブ利用保留通知書」が送付され、学童クラブの待機児童となった場合に申請できます。

利用対象

- ・区内にある小学校の1年生～3年生の児童
- ・区外の小学校の1年生～3年生で区内に住所のある児童

※保護者が平日のうち、週1日以上午後1時～午後6時に就労等を行っていることが必要です。

※介助や1対1の対応など、特別な配慮が必要なお子様については、受入れができない場合があります。

利用期間

- ・令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）の月曜日～金曜日

※土曜日・日曜日・祝日・館内整理日・年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。

利用時間

- ・授業日：放課後～午後6時
- ・学校休業日：午前9時～午後6時

※早朝延長・夜間延長・土曜預かりを行う自主事業として実施している児童館があります。

詳細は各児童館にお問合せください。

費用

- ・無料

※保険は、児童館が加入している児童安全共済制度が適用されます。

おやつ

- ・なし

利用に当たっての注意事項

- ・原則として、欠席確認等はいりません。
- ・習い事などの中抜けは、その間の安全確認ができないので、対応できません。

ランドセル預かりの実施場所

児童館	A の定員	B の定員	所在地	電話番号
墨田児童会館	8名	8名	墨田 2-30-15	3614-7141
八広児童館	10名	10名	東墨田 1-2-6	3612-8300
江東橋児童館	3名	3名	江東橋 1-15-4	3634-8883
東向島児童館（本館のみ）※	10名	10名	東向島 6-6-12	3611-2500
立川児童館	10名	10名	立川 1-5-2	3633-2874
文花児童館	5名	5名	文花 1-32-11	3619-5753
中川児童館	10名	10名	立花 5-18-9	3619-7188
外手児童館	5名	5名	本所 2-6-9	3621-4531
八広はなみずき児童館	5名	5名	八広 4-27-8	3617-7060
さくら橋コミュニティセンター	10名	10名	向島 2-3-8	3623-2181
東駒形コミュニティ会館	10名	10名	東駒形 4-14-1	3623-1143
梅若橋コミュニティ会館	6名	-	堤通 2-9-1	3616-1101
横川コミュニティ会館	3名	3名	横川 5-9-1	5608-4500

※東向島児童館分館（キラむこ）では実施しません。

※立花児童館は、児童館改修工事の影響で、当面の間実施しません。

申請受付期間等

項目	ランドセル預かり A	ランドセル預かり B
申請受付期間	令和7年2月17日（月）～	
申請方法	利用を希望する児童館で申請を受け付けます。 保護者の就労状況等を証明する書類を持参してください。	利用を希望する児童館で申請を受け付けます。 保護者の就労状況等を証明する書類は、学童クラブ利用申請時に提出済みのため、不要です。 就労状況が変更となった場合は、別途「LoGo フォーム」の「学童クラブ利用保留者用変更届」から届出をお願いします。
選考方法等	選考方法や空き状況は各児童館により異なるため、お問合せください。	
結果通知	各児童館から通知します。	

注意事項

- ・ランドセル預かり B を利用している方が、待機していた学童クラブの利用を承認されたときは、ランドセル預かり B を辞めて、学童クラブの利用となります。

利用申請に必要な書類等（ランドセル預かり A）

父、母、その他の保護者それぞれの証明書・申告書の提出が必要になります（3 か月以内に発行されたもの）。

保護者等の状況	必要なもの
就労（外勤） ※雇用されている方（配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合を除く。）	・就労証明書（複数就労がある場合はすべて提出してください。） ※内定が決まっている方は、就労予定の内容が記載された就労証明書を提出してください。
就労（自営・内職） ※自営業・事業主・フリーランス等 ※配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合を含む。	・就労証明書 ・会社の運営または業務の実態が確認できる書類（保護者の双方が同一の会社等の場合は添付 1 枚で可） （例）開業届・営業許可証・事務所等の賃貸借契約書・法人の全部事項証明書等
就学・技能習得	在学証明書または入学許可証（在学期間の記載があるもの）
出産	親子健康手帳（母子健康手帳）（母親の氏名及び分娩予定日の記載があるページ）
育児休業 ※1 歳に満たない子を養育している場合に限る。	就労証明書（育児休業期間の記載があるもの） ※区外在住の方は、住民票又は戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の提出が必要です。
疾病（入院）	入院証明書または診断書（入院期間の記載があるもの）
疾病（居宅内）	診断書（療養期間の記載があり、児童の育成が困難であるとわかるもの）
心身障害	【該当するもの 1 つで可】 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（手帳の種類、氏名、番号などがわかるもの） ・診断書（療養期間の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの）
介護・看護	【該当するもの 1 つで可】 ・介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（手帳の種類、氏名、番号などがわかるもの） ・診断書（介護・看護の必要性が分かるもの）

その他（該当する場合）	提出書類
転居	住宅賃貸契約書・売買契約書（転居先住所、転居予定日、入居者氏名の記載があるページ。金額等は塗りつぶしで可）または申立書
ひとり親	【該当するもの1つで可】 ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証（㊟） ※医療証は有効期限内のものを提出してください。 ※乳幼児医療助成制度（㊟）、義務教育就学児医療費の助成（㊟）は、ひとり親の確認資料にはなりません。 ・児童育成手当認定通知書（初回のみ。2回目以降は現況結果のお知らせ）、児童育成手当受給証明書 ・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）、離婚届受理証明書等のひとり親が証明できる書類 ※住民票は、ひとり親の確認資料にはなりません。
離婚調停・協議中	【該当するもの1つで可】 ・家庭裁判所の調停期日通知書 ・弁護士による証明書等の離婚調停中であることが証明できる書類
障害のある児童	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）（手帳の種類、氏名、番号などがわかるもの）
看護師等による医療的ケアが必要な児童 ※医療的ケアが必要だが、自分で処置できる児童は提出不要	【全て】 ・墨田区学童クラブにおける医療的ケア児受入支援事業利用申請書 ・主治医意見書 ・医療的ケア指示書 ・医療的ケア実施に関する同意書 ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（所持している場合）

学童クラブとランドセル預かりの違い

項目	学童クラブ	ランドセル預かり
利用料金	4,500円	なし（無料）
実施場所	学童クラブ室	児童館内
利用時間	（平日）放課後～午後6時 （学校休業日）午前8時30分～午後6時 （土曜）午前8時～午後7時	（平日のみ）放課後～午後6時 （学校休業日）午前9時～午後6時
入退室	安心でんしょばとアプリからの通知	すみチルアプリでの確認（通知なし）
職員	専門の職員による育成	ランドセル預かり専門の職員の配置なし
おやつ	あり	なし
保険	児童安全共済保険	児童安全共済保険